

芸術劇場条例

旧

1 大劇場及び小劇場

施設	区分	使用料	
		平日	土曜日、日曜日及び休日
大劇場	午前	円 59,390	円 71,280
	午後	113,400	136,080
	夜間	140,390	168,480
	午前・午後	172,790	207,360
	午後・夜間	253,790	304,560
	全日	269,990	323,990
	時間外(1時間につき)	43,190	51,830
小劇場	午前	15,840	19,230
	午後	29,410	35,070
	夜間	37,330	45,250
	午前・午後	45,250	54,300
	午後・夜間	66,740	80,320
	全日	71,280	85,980
	時間外(1時間につき)	11,310	13,570

新

1 大劇場及び小劇場

施設	区分	使用料	
		平日	土曜日、日曜日及び休日
大劇場	午前	円 65,300	円 78,400
	午後	124,700	149,700
	夜間	154,400	185,300
	午前・午後	190,000	228,100
	午後・夜間	279,100	335,000
	全日	296,900	356,300
	時間外(1時間につき)	47,500	57,000
小劇場	午前	17,400	21,200
	午後	32,400	38,600
	夜間	41,100	49,800
	午前・午後	49,800	59,800
	午後・夜間	73,500	88,400
	全日	78,500	94,600
	時間外(1時間につき)	12,500	15,000

2 リハーサル室

施設	区分	使用料
大リハーサル室	午前9時から午後10時まで1時間につき	円 3,550
	上記以外の時間1時間につき	4,250
小リハーサル室	午前9時から午後10時まで1時間につき	2,360
	上記以外の時間1時間につき	2,840

2 リハーサル室

施設	区分	使用料
大リハーサル室	午前9時から午後10時まで1時間につき	円 3,900
	上記以外の時間1時間につき	4,700
小リハーサル室	午前9時から午後10時まで1時間につき	2,600
	上記以外の時間1時間につき	3,200

3 楽屋及び衣装室

施設	区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	時間外(1時間当たり)
大劇場	楽屋1	円 950	円 1,250	円 1,250	円 2,200	円 2,500	円 2,930	円 370

3 楽屋及び衣装室

施設	区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	時間外(1時間当たり)
大劇場	楽屋1	円 1,000	円 1,300	円 1,300	円 2,300	円 2,600	円 3,200	円 400

樂屋 5										樂屋 5									
樂屋 2	2,200	2,930	2,930	5,130	5,860	6,810	890			樂屋 2	2,400	3,200	3,200	5,600	6,400	7,400	900		
樂屋 9										樂屋 9									
樂屋 12										樂屋 12									
樂屋 13										樂屋 13									
樂屋 3	2,520	3,350	3,350	5,870	6,700	7,850	1,000			樂屋 3	2,700	3,600	3,600	6,300	7,200	8,600	1,100		
樂屋 4										樂屋 4									
樂屋 6	1,880	2,520	2,520	4,400	5,040	5,870	730			樂屋 6	2,000	2,700	2,700	4,700	5,400	6,400	800		
樂屋 7										樂屋 7									
樂屋 8	2,830	3,770	3,770	6,600	7,540	8,800	1,150			樂屋 8	3,100	4,100	4,100	7,200	8,200	9,600	1,200		
樂屋 10	3,150	4,190	4,190	7,340	8,380	9,850	1,250			樂屋 10	3,400	4,600	4,600	8,000	9,200	10,800	1,300		
樂屋 11										樂屋 11									
衣裝室	950	1,250	1,250	2,200	2,500	2,930	370			衣裝室	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,200	400		
小劇場	樂屋 A	950	1,250	1,250	2,200	2,500	2,930	370		小劇場	樂屋 A	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,200	400	
	樂屋 B									樂屋 B									
	樂屋 D									樂屋 D									
	樂屋 C	1,880	2,520	2,520	4,400	5,040	5,870	730		樂屋 C	2,000	2,700	2,700	4,700	5,400	6,400	800		

ベイスクエア・パーキング条例

旧			新		
別表(第11条関係)			別表(第11条関係)		
区分	使用料の額		区分	使用料の額	
普通自動車 一時使用 午前8時から午後10時まで	30分につき <u>210</u> 円		普通自動車 一時使用 午前8時から午後10時まで	30分につき <u>250</u> 円	
上記以外の時間	30分につき 100円		上記以外の時間	30分につき 100円	
定期使用 全日	1月につき <u>30,800</u> 円		定期使用 全日	1月につき <u>33,800</u> 円	
平日	1月につき <u>11,000</u> 円		平日	1月につき <u>13,000</u> 円	
自動二輪車及び原動機付自転車 一時使用	1回につき 24時間まで <u>630</u> 円		自動二輪車及び原動機付自転車 一時使用	1回につき 24時間まで <u>700</u> 円	
定期使用 全日	1月につき <u>6,600</u> 円		定期使用 全日	1月につき <u>7,800</u> 円	
回数券(<u>210</u> 円券 60枚つづり)	<u>10,500</u> 円		回数券(<u>250</u> 円券 60枚つづり)	<u>12,500</u> 円	
備考			備考		
1 全日とは、午前零時から午後12時までをいう。			1 全日とは、午前零時から午後12時までをいう。		
2 平日とは、月曜日から金曜日まで(休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前6時から午後12時までをいう。			2 平日とは、月曜日から金曜日まで(休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前6時から午後12時までをいう。		
3 1月とは、月の初日から末日までをいう。			3 1月とは、月の初日から末日までをいう。		
4 午前6時から午後12時までの間に普通自動車を駐車させる場合の使用料は、平日においては <u>1,680</u> 円を、日曜日、土曜日及び休日においては <u>2,100</u> 円を限度とする。			4 午前6時から午後12時までの間に普通自動車を駐車させる場合の使用料は、平日においては <u>2,000</u> 円を、日曜日、土曜日及び休日においては <u>2,500</u> 円を限度とする。		
5 定期使用の場合で、月の途中から使用するものについては、1月末満の月額料金の算定は、1月の料金を日割り計算した金額(1円未満の端数は切り上げる。)に当該日数を乗じて得た額とする。			5 定期使用の場合で、月の途中から使用するものについては、1月末満の月額料金の算定は、1月の料金を日割り計算した金額(1円未満の端数は切り上げる。)に当該日数を乗じて得た額とする。		